平成２３年（フ）第７０５９号
埼玉県八潮市大字古新田908―２
債務者　榎本真由美
１　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７０６０号
千葉県市川市相之川２丁目11―９―106
債務者　梅沢エリカこと　リー　マリベル　デグズマン
１　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７０６１号
東京都北区豊島５丁目４―２―1332
債務者　木下　真住
１　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７０６３号
東京都足立区古千谷本町４丁目12―２―202
債務者　小花　悠生
１　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７０６４号
東京都八王子市長房町45　市営住宅長房第２団地４号棟17号
債務者　瀬沼エツ子
１　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７０６６号
東京都八王子市長房町719―78―302
債務者　大内　博子
１　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７０６７号
東京都府中市宮西町５丁目12―６―102
債務者　北塔　忠男
１　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７０７１号
千葉県船橋市咲が丘３丁目26―７
債務者　武　　茂和
１　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７０７２号
千葉県千葉市美浜区高洲２丁目２―10―504
債務者　大澤　直樹
１　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７０７７号
東京都墨田区東向島４丁目21―10―201
債務者　石渕　政弥
１　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７０７９号
東京都江東区東砂８丁目12―１―607
債務者　小林　　浩
１　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７０８２号
東京都荒川区町屋５丁目18―12―401
債務者　野原　秀晃
１　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７０８３号
東京都北区上中里２丁目２―５
債務者　脇田　好子
１　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７０８４号
東京都葛飾区東新小岩８丁目19―11―105
債務者　森田　謙次
１　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７０８５号
千葉県市原市青葉台７丁目19―17
債務者　黒須　康彦
１　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７０８６号
埼玉県蓮田市上２丁目９―32　グリーンハイツＢ―102
債務者　松村　麗子
１　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部